

2026年5月15日

各位

一般財団法人小原流
事業部 会員支援課
TEL 03-5774-5845

2026年度伝統文化こども教室（文化庁・小原流）の 事業計画書の提出について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして「文化庁に申請していない教室」と「文化庁に申請されている教室実施型の教室」の皆さまには、事業計画書のご提出をいただきたく存じます。提出は支部からまとめて本部にご提出いただきます。フォームで送信される場合はその旨、支部にお申し出くださいますようお願い申し上げます。

大変お手数ですが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、こども教室の小原流からの補助金および助成金については、2024年度より文化庁へ申請し「不採択」または「取下げ」になった場合のみ給付の対象となりました。条件等については裏面をご確認ください。

事業終了後には、事業報告書のご提出も必要となります。こちらにつきましては、補助金および助成金の申し込み方法と併せて、2027年2月ごろに改めてご案内いたします。

ご不明な点がございましたら、会員支援課までお問い合わせください。

敬具

同封書類

- ・小原流・文化庁共通「伝統文化いけばなこども教室」事業計画書

※書類は右記「伝統文化いけばなこども教室」サイト内【お知らせ】内からもダウンロード可能



伝統文化いけばな子供教室 HP

支部から本部への事業計画書提出期限：2026年7月10日(金)

教室種類	提出書類	備考
文化庁に申請していない方	事業計画書	小原流から補助金は交付されません
文化庁 教室実施型 (教室ごとに文化庁へ申請)	事業計画書 (不採択・取下げとなっても事業計画書が提出されていない場合は小原流の補助金の対象になりません)	採択されなかった場合のみ小原流から補助金が交付されます。 【不採択・取下げになった場合】 速やかに会員支援課までご連絡ください
文化庁 統括実施型 (本部がまとめて文化庁へ申請)	文化庁提出書類作成用の書類を別途、指導者にご案内いたします	採択されなかった場合のみ小原流から補助金が交付されます 【取下げになった場合】 速やかに会員支援課までご連絡ください

裏面も必ずご覧ください

小原流開催補助金・助成金の条件

(全ての条件に当てはまる場合に給付します)

7月10日までに事業計画書をご提出ください。

申請方法は2027年2月頃にご案内予定

- 文化庁に申請して不採択または取下げとなった教室
- 委託契約中止承認通知書（文化庁からの通知書*）
- 事業計画書の提出
- 参加者名簿の提出
- 回数5回以上

給付金額：参加人数10人以上（1支部50,000円）

参加人数10人未満（1人3,000円）

※下げの申請書ではなく、取下げの申請を文化庁が受理したという通知書

「小原流 伝統文化いけばなこども教室」について

1. 開催基準ならびに開催補助金等について

- 本書類に記載の基準に基づき、指導者個人ではなく支部全体として取組む事業を対象とします。
- 文化庁伝統文化親子教室事業に申請し、不採択または取下げとなった教室のうち、対象期間中、支部内すべての教室をあわせ(教室数問わず)5回以上受講の生徒が10名以上となった場合に、事業終了後に一律金額(1支部あたり5万円)を「開催補助金」としてお支払いいたします。
なお、参加生徒が10名に達しなかった場合は、受講回数5回以上の生徒の人数に応じ1名につき3,000円の「こども教室助成金」をお支払いいたします。
- 文化庁「伝統文化親子教室」「放課後子供教室」「外部人材を活用した教育支援活動」事業に採択された教室は対象外となります。

2. 期間・回数

期 間:学校年度に合わせ原則・4月開始～3月終了とします。

回 数:開催回数は各教室任意。

ただし、受講回数5回以上の生徒が1支部あたり10名以上とする条件に達した場合のみ、「開催補助金」支払い対象とします。

3. 参加者

原則・幼稚園児及び小学校1～6年生のいけばな未経験者の生徒とします。

前年度までの「伝統文化いけばなこども教室」の修了生も対象としますが、習得レベルを均整化することで効率的な教室運営を図り、また小原流いけばな教室の将来を見据える観点より、過去の修了生については極力、専門教授者の教室生として移行いただくことを奨励します。修了生を自宅教室以外で指導する場合はサークル連盟への登録をご検討ください。(サークル連盟登録には規定がございます)

4. 開催場所

参加者の利便性及び費用面に留意して公民館・学校など公共施設のご利用をお勧めします。(学校の授業や総合学習の時間を利用しての開催は対象外です。この場合は 学校連盟への登録をご検討ください。(学校連盟登録には規定がございます))

5. 選考について

申請のみ。(本部による選考はありません。基準に満たない場合のみご連絡いたします)